

回の法律案では、「ビデオリンク方式の証人尋問の拡充」として、

- 性犯罪の被害者等が証人となるときなど、公判が行われる裁判所に出頭すること自体によって、精神的負担を負うおそれがある場合
- 組織的な犯罪等に関する証人など、公判が行われる裁判所への出頭時に危害が加えられたり、又は、出頭後に尾行されるなどして危害が加えられるおそれなどがある場合
- 証人が遠隔地に居住し、公判が行われる裁判所に出頭することが著しく困難である場合には、証人に、公判が行われる裁判所とは別の裁判所に出頭してもらい、ビデオリンク方式による証人尋問をできるようにすることにしています。

## 第4節 支援等のための体制整備への取組

### 1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

#### (1) 地方公共団体における総合的対応窓口の設置の促進等

##### 【施策番号141】

ア 内閣府においては、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、犯罪被害者等からの問合せ・相談があった場合に総合的な対応を行う窓口（以下「総合的対応窓口」という。）の設置を要請しており、都道府県・政令指定都市については、平成23年度以降、全地域において、総合的対応窓口が設置されている（都道府県・政令指定都市における総合的対応窓口の設置状況等は、P218資料10-2参照）。

また、内閣府においては、平成20年に「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」を作成・配布した上で（<http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/handbook/handbook.html>）、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、地方公共団体に対して「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」の作成・活用等を働きかけている。

平成27年4月1日現在、54都道府県・政令指定都市及び25市区町において、犯罪被害者等の支援のために有効な諸制度・取組を担っている関係機関・団体及び庁内関係

部局について整理した「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」が作成されている。さらに、関係省庁と地方公共団体宛てに送付している「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」では、各省庁の犯罪被害者等施策、各地方公共団体の先進的な取組事例等を紹介し、情報共有を図っている。

##### 【施策番号142】

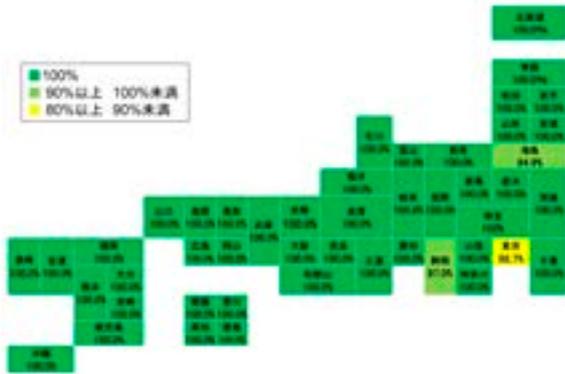
イ 内閣府においては、市区町村における犯罪被害者等施策担当窓口となる部局の確定状況等について確認し、犯罪被害者白書に掲載するとともに、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等の機会を通じ、市区町村における施策担当窓口（以下「施策主管課」という。）の確定及び総合的対応窓口の設置を促進するよう要請している。

平成27年4月1日現在、全国1,721市区町村（政令指定都市を除き、東京23区を含む。）中、1,710市区町村（約99%）において施策主管課が確定され、1,549市区町村（約90%）において総合的対応窓口が設置されている（市区町村における施策主管課の確定状況等は、P221資料10-3及び<http://www8.cao.go.jp/hanzai/local/bukyoku/bukyoku.html>参照）。

また、平成26年度は犯罪被害者等支援体制整備促進事業として、秋田県、愛知県、

沖縄県及び新潟市の職員等に向けて、犯罪被害者等施策への理解の促進や犯罪被害者等への対応のために必要となる基礎的知識等を習得するための研修会等を実施した（P97コラム14「犯罪被害者等支援体制整備促進事業」参照）。

市区町村における犯罪被害者等施策主管課の確定状況  
(政令指定都市を除き、東京23区を含む。)  
(平成27年4月1日現在)



市区町村における総合的対応窓口の設置状況  
(政令指定都市を除き、東京23区を含む。)  
(平成27年4月1日現在)



## (2) 地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進

【施策番号143】

内閣府では、地域の男女共同参画センター等において、性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するためにその事業の企画等を担当する職員や相談員等を対象とした研修を実施し、先進的な好事例を紹介している（「性犯罪被害者支援に関する調査研究」報告書については、P15「(3)

性犯罪被害者支援に関する調査研究」参照、性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究については、P15「(4) 性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」参照）。

## (3) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

【施策番号144】

P49 【施策番号47】 参照

## (4) 医療機関における性犯罪被害者への対応の体制の整備

【施策番号145】

P49 【施策番号48】 参照

## (5) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用

【施策番号146】

P49 【施策番号49】 参照

## (6) 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実

【施策番号147】

P51 【施策番号61】、P51 【施策番号62】 参照

## (7) ワンストップ支援センターの設置促進

【施策番号148】

ア P49 【施策番号50】 参照

【施策番号149】

イ P49 【施策番号51】 参照

【施策番号150】

ウ P49 【施策番号52】 参照

【施策番号151】

エ P49 【施策番号53】 参照

## (8) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

【施策番号152】

内閣府においては、認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークが開催する全

国研修会に講師を派遣し、犯罪被害者等に対する支援全般をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援している。

また、民間の団体に支援活動を行う者の養成・研修を実施する際の研修教材として、内閣府において平成22年度に作成し、都道府県・政令指定都市、犯罪被害者支援団体等に配布したDVDが、犯罪被害者支援団体における人材育成研修等において活用されている。

警察においては、認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークを始めとする民間被害者支援団体に対し、研修内容に関しての助言や講師派遣等の協力を行っている。また、犯罪被害者等が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関・団体への橋渡しなど、犯罪被害者等に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たす民間支援員の育成を支援するため、被害者支援連絡協議会等で具体的事例を想定した犯罪被害者支援についての実践的なシミュレーション訓練を実施している（被害者支援連絡協議会については、P2「1 犯罪被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワーク」【施策番号154】参照）。

**(9) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実**

**【施策番号153】**

警察においては、他の犯罪被害者等支援に係る関係機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの関係機関・団体等の犯罪被害者支援のための制度等を説明できるよう努めている。さらに、犯罪被害者支援のための諸制度を所掌する省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、犯罪被害者等に提供している。

**(10) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進**

**【施策番号154】**

P2「1 犯罪被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワーク」参照。

平成26年4月1日現在、被害者支援連絡協議会が47（全都道府県）、被害者支援地域ネットワークが1,126設置されている。

**(11) 警察における相談体制の充実等**

**【施策番号155】**

警察においては、犯罪被害の未然防止に関する相談など各種相談に応じる窓口を設置している。また、電話による相談についても、全国統一番号の警察相談専用電話「#9110」番を設置するとともに、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪相談、少年相談、消費者被害相談など個別の相談窓口を設け、相談体制の充実に努めている。さらに、犯罪被害者等の住所地や、匿名や実名であるかにかかわらず相談に応じるとともに、犯罪被害者の要望により、被害者支援連絡協議会等のネットワークに参画する関係機関・団体に関する情報提供やこれらへの引継ぎを行うなど、犯罪被害者がより相談しやすく、より負担が少なくなるような対応に努めている。

また、警察庁から委託を受けた民間団体が、特定の犯罪等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」を運用し、犯人の検挙や犯罪被害者の早期保護等に役立っている（P59【施策番号81】参照）。

このほか、都道府県警察本部・警察署においては、交通事故の当事者からの相談に応じ、

- ・ 保険請求、損害賠償請求制度の概要の説明
- ・ 被害者援助、救済制度の概要の説明
- ・ 各種相談窓口、被害者支援組織、カウンセリング機関の紹介
- ・ 示談、調停、訴訟の基本的な制度、手続等の一般的事項の説明

等を実施している。

また、都道府県警察においては、死亡事故等の一定の交通事故事件の被害者等から、当該交通事故等を起こした加害者に対する意見の聴取等の期日等や行政処分の結果についての問合せがあった場合に、それぞれ適切に対応しており、平成26年中の都道府県警察における意見の聴取等の期日等に関する問合せに対する回答件数は9件、行政処分の結果に関する問合せに対する回答件数は22件であった。

さらに、都道府県交通安全活動推進センターにおいても、職員のほか、弁護士等が、交通事故被害者等からの相談に応じ、適切な助言を行っており、平成25年度中の同センターにおける交通事故相談回数は1万3,943回であった。

犯罪被害者ホットライン



提供：警察庁

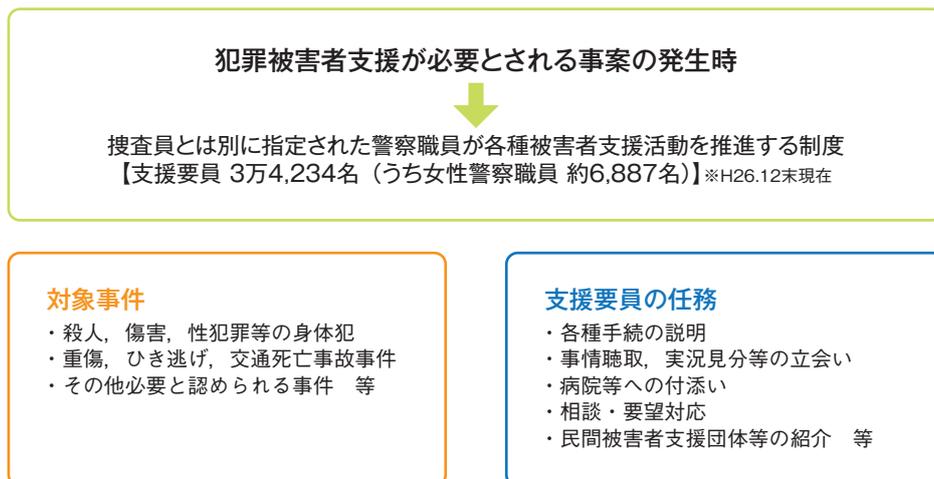
(12) 「指定被害者支援要員制度」の活用

【施策番号156】

警察においては、専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に指定された警察職員が犯罪被害者等への付添い、説明等の事件発生直後における犯罪被害者支援活動を行う「指定被害者支援要員制度」を各都道府県警察で導入している。

平成26年12月末現在、指定被害者支援要員として全国で3万4,234人が配置されている。

指定被害者支援要員制度



提供：警察庁

○ 海上保安庁においては、犯罪被害者等の支援、関係機関との連絡調整を行う犯罪被害者支援主任者を部署ごとに指定し、犯罪

被害者等の個々の具体的な事情を把握し、その事情に応じ犯罪被害発生直後から犯罪被害者等へ必要な助言、情報提供等を行う

とともに、具体的な支援の説明を行うなど、犯罪被害者等への経済的・精神的負担の軽減に努めている。

### (13) 交通事故相談活動の促進

#### 【施策番号157】

内閣府においては、地方公共団体の交通事故相談活動の推進を図るため、相談員としての基本的な心構えや知識の習得を目的とした「交通事故相談員中央研修会(初任者コース)」を開催している。さらに、被害者等からの相談に対する相談員の対応能力を向上させるため、「交通事故相談員総合支援事業」を通じて、都道府県・政令指定都市の交通事故相談活動(平成25年度の相談件数は都道府県5万2,560件、政令指定都市9,635件)に対する支援を行っている。

「交通事故被害者サポート事業」については、P25「2 交通事故被害者サポート事業」参照

### (14) 警察における被害少年が相談しやすい環境の整備

#### 【施策番号158】

警察においては、全都道府県警察に設置されている少年サポートセンターや警察署の少年係等が窓口となって、少年や保護者等からの相談を受け付けている。相談には、警察官や少年補導職員が対応し、必要な助言、指導を行っている。

また、全都道府県警察においては、「ヤングテレホンコーナー」等の名称で電話による少年相談窓口を設けており、フリーダイヤルによる相談や電子メール等による夜間、休日における受付等、少年や保護者等が相談しやすい環境の整備を図っている。

平成27年4月1日現在、全国195か所に少年サポートセンターが設置されているが、そのうち66か所は、少年や保護者等が気軽に立ち寄ることができるよう、警察施設以外の施設に設置されている。

### 少年サポートセンターのパフレット等



提供：警察庁

### (15) ストーカー事案への適切な対応

#### 【施策番号159】

平成26年中の警察におけるストーカー事案の認知件数は2万2,823件である(「ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」:<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/stalker/26DV.pdf>)。